

インボイス制度 説明会のご案内

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。
 インボイス制度では、事業を営んでいる法人や個人事業者が税務署に登録申請をして、登録後に与えられた「登録番号」を請求者や領収書などに書くこととなります(登録申請は令和3年10月1日から始まっています)。
 導入後は、登録事業者のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。登録した事業者は必ず消費税の申告をしなければなりません。そこで南税務署の担当官が講師となり、下記の日程でインボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などについて説明を行います。いずれも内容は同じです。皆様の参加をお待ちしています。

【開催日時・場所】

- | | | |
|----------------|---------|-------|
| ① 令和5年4月20日(木) | 14時～15時 | 南税務署 |
| ② 令和5年5月22日(月) | 14時～15時 | 南税務署 |
| ③ 令和5年6月23日(金) | 14時～15時 | 南税務署 |
| ④ 令和5年7月28日(金) | 14時～15時 | 南納税協会 |
| ⑤ 令和5年8月25日(金) | 14時～15時 | 南税務署 |
| ⑥ 令和5年9月13日(水) | 14時～15時 | 南税務署 |

お申込み参加に当たって

- ・新型コロナウイルス感染拡大状況により、中止となる場合がございます。
- ・参加の際は、マスク着用にてのご来場をお願いします。
- ・当日発熱等の症状が疑われる方は受講をお控えください。感染拡大防止と安全第一へのご理解をお願いします。
- ・感染状況によっては、お申し込み事項を変更する場合があります。

【留意点】

- ①～③、⑤、⑥の会場は 南税務署 3階会議室です。(大阪市中央区谷町7-5-23)
- ④の会場は 南納税協会 3階会議室です。(大阪市中央区谷町7-5-22)

定員 25名 (先着順)
 感染症対策のため少人数制とさせていただきます。

問合せ先 南納税協会
 TEL 06-6762-2457



▼南納税協会
 ホームページ



※下記申込書ご記入後、各開催日の3日前までにFAXにてお申込み下さい。
 南納税協会のホームページからもお申し込みいただけます。

◇ インボイス制度説明会 参加申込書 ◇

令和 年 月 日

公益社団法人

南納税協会宛 (FAX 06-6762-5015)

ご参加希望の日時①～⑥欄に、○をご記入ください

○をご記入ください

※受講票の送付並びに受付完了のご通知は致しません。
 ※ご記入頂いた個人情報、当協会の研修会・セミナーに関する連絡確認、各種サービスに関するお知らせ等にも使用させていただきます。

①	②	③	④	⑤	⑥

- ・ 南納税協会員
- ・ 他納税協会員
- ・ 一般

会社名		氏名	
住所	〒	TEL	
		FAX	